第八十条第一項及び第二項中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に、「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を「厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」に、「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第三項中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に、「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項」を「厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第五条第二項」に改める。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第九条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百四十五条第四項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項」を「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項」に、「情報通信技術利用法第二条第五号」を「情報通信技術活用法第三条第七号」に、「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を「厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」に、「第四条第一項及び第三項」を「第五条第一項及び第三項」に改める。

（厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の十第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項」を「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項」に、「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を「厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」に、「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第二項中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に、「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第一項」を「厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第五条第一項」に改める。

○厚生労働省
国土交通省令第二号
環境省

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行に伴い、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十三日

厚生労働大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣臨時代理
国務大臣　江藤　拓

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年厚生労働省国土交通省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（手数料） **第十八条**　法第三十八条第二項の主務省令で定める額は、十七万千六百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十八条第一項又は第二十五条第一項の承認の申請をする場合にあっては、十七万千四百円）とする。 2　前項の規定による手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第十五号様式）に貼って納付しなければならない。	（手数料） **第十八条**　法第三十八条第二項の主務省令で定める額は、十七万千六百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して（次項において「電子情報処理組織により」という。）法第十八条第一項又は第二十五条第一項の承認の申請をする場合にあっては、十七万千四百円）とする。 2　前項の規定による手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第十五号様式）に貼って納付しなければならない。ただし、電子情報処理組織により法第十八条第一項又は第二十五条第一項の承認の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもってすることができる。

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。